

2月は「相続・遺言推進月間」です！

「相続・遺言無料相談会」の開催について

— 区役所・支所等で司法書士がお応えします —

超高齢社会を迎え、親族の間で遺産分割の協議がうまくいかない、配偶者に先立たれ、どのような手続きをすればよいか分からない、あるいは故人に借金があったことに相続人が気付かず、多額の負債を相続してしまう等、様々な問題が起こり得ます。

そこで、京都市では、相続、遺言等に関する様々なお困りごとにお応えするため、無料の相談会を、京都司法書士会及び一般社団法人京都公共嘱託登記司法書士協会との共催により開催します。

相続、遺言以外にも登記手続きや債務整理についての相談も受け付けますので、この機会に是非御利用ください。

記

1 日時・場所

実施日	時間	場所
2月 7日 (水)	午後 1 時 ～午後 4 時	南区役所
2月 8日 (木)		右京区役所京北出張所
2月 9日 (金)		山科区役所
2月 14日 (水)		左京区役所、中京区役所、下京区役所
2月 15日 (木)		伏見区役所、右京区役所
2月 16日 (金)		上京区役所、京都商工会議所（京都経済センター 3 階）
2月 19日 (月)		西京区役所、伏見区役所深草支所
2月 20日 (火)		西京区役所洛西支所
2月 22日 (木)		東山区役所、伏見区役所醍醐支所
2月 27日 (火)		北区役所

注 1) 相談時間は、1 組当たり 30 分程度です。

注 2) 各会場へは、公共交通機関を御利用ください。

2 相談員

京都司法書士会所属の司法書士

3 申込方法

当日受付（事前の申込みは不要です。）

4 問合せ先

文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

電話 075-366-2250